

第2章 地震災害応急対策に関する計画

大規模な地震が発生した場合、あるいは規模が小さくても本市の直下で発生した場合など、激しい振動が本市を襲った場合、本市は地形的に軟弱な地盤の箇所が多く、がけ崩れや地すべりなどの自然災害やライフラインの被害、さらに火災の発生などに伴う後続被害など各種の被害の発生が予想される。

地震被害は、一瞬のうちに多大な被害が同時多発的に発生することが、風水害等の他の一般災害と大きく異なることが特徴である。この地震災害応急対策に関する計画は、被害が発生した場合の本市及び各防災機関がとるべき応急対策について計画したものである。

- 第1節 組織動員計画（初動体制）
- 第2節 通信及び情報収集伝達計画
- 第3節 災害広報計画
- 第4節 避難計画
- 第5節 食糧供給計画
- 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
- 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
- 第8節 応急仮設住宅建設、住宅応急修理及び建築物応急危険度判定計画
- 第9節 医療救護、防疫に関する計画
- 第10節 災害廃棄物処理計画
- 第11節 緊急輸送計画
- 第12節 交通応急対策計画
- 第13節 文教対策計画
- 第14節 避難行動要支援者対策計画
- 第15節 観光客対策計画
- 第16節 公安警備計画
- 第17節 水防計画
- 第18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画
- 第19節 消防活動計画
- 第20節 救急業務計画
- 第21節 自衛隊の災害派遣要請計画
- 第22節 電力施設災害応急対策計画
- 第23節 ガス施設災害応急対策計画
- 第24節 交通施設災害応急対策計画
- 第25節 海上災害応急対策計画
- 第26節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画
- 第27節 相互応援協力計画
- 第28節 ボランティアに関する計画
- 第29節 犬猫等愛護動物対策計画
- 第30節 公共施設の応急対策計画
- 第31節 その他災害応急対策に必要な事項

この計画は、突発的な地震が発生した場合において、市及び防災関係機関が、被害の拡大防止と応急対策に、万全を期するための組織及び編成について定めるものである。

1 初動体制

(1) 勤務時間内の体制

地震が発生した場合は、防災危機管理局が消防局警防課と調整を行うとともに、県危機管理課、警察、およびその他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災危機管理局長は市長に報告及び配備体制について具申する。

(2) 夜間・休日等の体制

地震が発生した場合は、予め指名された初動班は自主参集し、防災危機管理局と調整を行うとともに、警察、およびその他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災危機管理局長に報告する。防災危機管理局長は市長に報告及び配備体制について具申する。

2 佐世保市災害警戒本部の設置

本市に震度4の地震が発生した場合で、比較的平静であり、市内にほとんど被害が認められないときは、災害警戒本部を設置し、情報収集・被害状況の把握にあたる。

また、本市に地震が発生していない場合で、津波予報区（長崎県西方）に津波注意報が発表されたときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、情報収集・被害状況の把握にあたるものとする。

災害警戒本部の組織については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる他、情報の収集、伝達及び連絡を円滑に実施するために、必要に応じ警戒本部長は、災害対策本部に準じた班の編成を行うものとする。

3 災害対策本部の設置

佐世保市災害対策本部の設置

市長は、地震により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき佐世保市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の組織及び事務分掌は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる。

(1) 災害対策本部の設置基準

ア 本市に震度4以上の地震が発生した場合で、目に見える建物損傷や地形変化等があり、住民に混乱等が認められたとき。

イ 気象庁が津波予報区（長崎県西方）に大津波警報・津波警報を発表したとき。

(2) 災害対策本部の解散

市長は、災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を解散する。

(3) 各機関への通報

災害対策本部を設置、または解散したときは、次に掲げる者に通報する。

ア 県知事

イ 警察署長（佐世保警察署、相浦警察署、早岐警察署、江迎警察署、新上五島警察署）

ウ 長崎地方気象台長

4 地区災害対策本部の設置

(1) 地区災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部を設置したときは、情報の収集・伝達及び災害復旧等を円滑に実施するため、必要に応じ支所等に「地区災害対策本部」を設置する。

(2) 配備要員

ア 地区災害対策本部となる施設に勤務する職員

イ 初動班職員

地区災害対策本部の近隣に居住する職員の中から予め指名された職員

ウ 非常動員職員

ア・イの職員だけでは対応困難と災害対策本部が判断した場合に動員される職員

(3) 地区災害対策本部の任務

ア 消防団及び自治会（町内会）等との連携協調

イ 災害情報等の本部への報告

ウ 本部からの指示・命令、その他の情報の住民への伝達

エ 避難所及び、収容施設の開設・管理運営並びに本部との連絡調整等に関すること。

オ 飲料水・救援物資等の供給に関すること。

カ 救助・救護活動

キ 臨時市民相談室の開設に関すること。

ク その他の災害活動に関すること。

※その他詳細は災害時行動マニュアルに定めるものとする。

5 佐世保市業務継続計画・受援計画の実行

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」に準ずる。

6 災害対策本部の配備体制

本部は本部長の指令により、次の配備区分にしたがい、職員を配備し活動する。

	配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
災害警戒本部	警戒配備	震度4の地震が発生した場合で、比較的平静であり、市内にほとんど被害が認められないとき	災害に対する警戒態勢	佐世保市災害対策本部規程第10条に係る要員の配備
災害対策本部	第1配備	震度4の地震が発生し、かつ局地的な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	各部、本庁及び各地区災害対策本部に連絡要員を配備し、情報収集及び応急対策活動にあたる。	課長補佐以上の管理職で、部局長が指名する職員
	第2配備	(1) 災害が発生し、または相当な災害が発生するおそれがある場合 (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合	各部、本庁及び各地区災害対策本部に応急対策のための要員を配備し、応急対策活動にあたる。	主査職以上の職員で部局長が指名する職員（各対策部のおよそ1/3を基準とし班ごとに指定する。）
	第3配備	(1) 大災害が発生し、または大災害が予想される場合 (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員を配備し、本部の全活動にあたる。	全職員

7 職員の動員指令

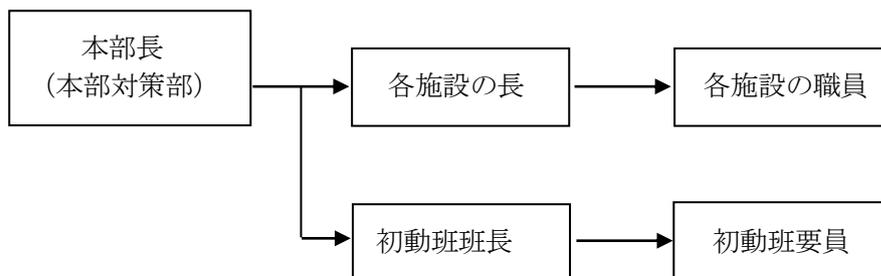
(1) 指示伝達系統

災害応急対策に必要な指示等に関しては、庁内放送または電話等その他の方法で迅速かつ確実に伝達する。

[災害対策本部]



[地区災害対策本部]



(2) 指示によらない参集

職員は勤務時間外、休日において、災害の発生を知ったとき若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、動員指示を待つことなく、速やかに指定された場所に自主参集しなければならない。

ただし、交通機関の不通、通行不能などにより、指定された場所へ参集できない場合は、最寄りの各地区災害対策本部又は本庁へ参集しなければならない。

8 動員の対象者

本市に所属する全職員を対象とする。ただし次に掲げる職員については対象から外す。

- (1) 平常時における病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難な職員
- (2) 発震時において、急病、負傷などで参集不能となった職員
- (3) 居住する家屋が延焼するおそれのある職員
- (4) 家族が被災した職員

9 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣協力を求めることができる。

10 関係機関との調整

本部対策部内に指定地方行政機関から派遣された職員との調整の場を設け、下記の内容について協議を行う。

- (1) 捜索・救出活動における活動範囲の調整
- (2) 各機関が保有する情報の共有及び災害対策本部からの情報提供

第2節 通信及び情報収集伝達計画

【防災危機管理局・長崎県・NTT西日本】

大災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集伝達を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備し、あわせて人命の救助・救急・医療・消火活動を進めなければならない。被害情報や関係機関が実施する活動情報は効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。ここでは、災害発生時における各機関との情報伝達・相互連絡について計画する。

1 佐世保市防災行政無線

佐世保市全域に防災行政無線を用いて情報伝達を行う。

2 長崎県防災行政無線

長崎県災害対策本部及び災害対策地方本部等との情報伝達通信を行う。

3 非常無線通信体制

加入電話が使用できず、防災行政無線にも障害が発生し、使用不能になった場合には、九州地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を使用して、災害に関する通信を確保するものとする。

4 地震情報等の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

長崎地方気象台から伝達される地震情報は県災害対策本部において、受理した後、県防災無線によって本市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部または防災担当課）に伝達される。

(2) 地震情報等の伝達

情報の伝達は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

ア 広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

イ 防災行政無線及びインターネット等を活用し、情報伝達を行う。

ウ 広報車（委託業者、消防、警察等）の活用を図る。

エ 非常用無線、消防無線等のあらゆる無線通信を用いる他、有線電話、携帯電話等も活用し、情報の伝達を行う。

オ 町内放送設備を有する地域では、防災行政無線の補完手段として活用を図る。

5 情報の収集

(1) 市の被害調査

市は、災害対策本部組織に基づき、人員・車両等の資機材を活用して被害状況の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、災害対策本部において24時間体制で各方面からの情報を整理・集約して、防災関連各機関に情報の提供を行う。

(2) 情報収集事項

ア 地震発災直後の場合

- (ア) 津波警報、津波注意報が発表されている場合は、沿岸水位の状況
- (イ) 火災の発生状況、延焼状況
- (ウ) 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性
- (エ) 救助を要する人的被害状況
- (オ) 建築物の被災状況
- (カ) 道路、鉄道の被災状況
- (キ) 避難の必要性、避難状況
- (ク) ライフラインの被災状況
- (ケ) 観光客の状況
- (コ) 避難指示または計画区域設定状況

イ 地震発災直後の混乱が終了した後

- (ア) 被害状況の集約
- (イ) 被災者の状況
- (ウ) 後方救護の必要性
- (エ) 避難所の設置状況及び避難生活の状況
- (オ) 災害応急対策実施状況
- (カ) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (キ) 医療救護施設及び病院の活動状況
- (ク) 交通規制等道路状況
- (ケ) 緊急輸送実施状況
- (コ) 自衛隊活動状況
- (サ) 緊急要請事項など災害に対して取られた手段
- (シ) 災害に対してこれから取ろうとする措置
- (ス) 物資の価格、役務の対価動向
- (セ) 復旧見込など

(3) 情報収集手段

市災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織などを通じて、迅速な情報収集に努めるものとする。

また、インターネットを活用して広く情報収集する。

6 地震発生直後の情報等の連絡

市は、人的被害状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等について、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

7 応急対策活動情報の連絡

市は、県に対して「被害状況」「応急対策の活動状況」「対策本部設置状況」等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

また、市は、応急対策活動情報に関して、必要に応じて県と緊密に情報交換を行うものとする。

8 災害対策本部に対する報告及び要請

市災害対策本部は、県地方本部を通じて、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告し、又は、要請するものとする。

報告及び要請すべき事項：①緊急要請事項 ②被害状況 ③市の災害応急対策実施状況

9 その他

報告の種類、要領及び内容については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第2節 通信及び情報収集伝達計画」に準ずる。

N T T西日本における通信の確保

1 通信サービス確保の基本方針

電気通信施設に災害等が発生した場合は、重要通信の確保に留意し、災害の現況、電気通信設備の被害状況に応じ、下記の復旧順位を参考として適切な措置をもって復旧に努める。

『復旧順位』

- (第1順位) 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関。
- (第2順位) ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体。
- (第3順位) 第1順位・第2順位に該当しないもの。

2 耐震対策（目標）

- (1) N T T西日本の耐震対策は次の通信確保の指針に基づく

震 度 階	通 信 確 保 の 指 針
5弱、強	通信の運用上全く支障を与えないようにする。
6弱、強	通信の質の劣化が起こっても、途絶はさせないようにする。
7	通信網の大幅な機能低下を防ぐ。

- (2) (1)の通信確保の指針に基づき、次の被災規模を想定し各設備の耐震対策を実施

震 度 階	所 外 設 備	所 内 設 備	建 物 等
5弱、強	一部の架空設備以外は 損傷を生じない	ほとんど損傷せず、地震 後も機能劣化を生じない	ほとんど損傷せず、通信 運用上支障を与えない
6弱、強	損傷を受けるが、地下 設備は軽微な損傷にと どまる	軽微な損傷にとどまり、 地震後は容易に正常な機 能に回復できる	修理可能な軽微な損傷に とどまり、通信に重大な 影響を及ぼさない
7	随所で損傷を受ける が、とう道は崩壊しな い	損傷を受けるが、主要設 備は早期に正常な機能に 回復できる	損傷を受けるが、倒壊、 崩壊しない

3 防災対策機器

ポータブル衛星

(1) 目的

災害及び異常故障により通信が途絶した場合に早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

(2) 使用方法

ア 作成する回線

(ア) 特設公衆電話

(イ) 臨時電話回線

(ウ) I N S回線

イ 常設場所

ポータブル衛星 NTTフィールドテクノ長崎設備部

フィールドサービスセンタ長崎ユニット

連絡先：NTTフィールドテクノ長崎設備部

エリアマネジメント部門 エリアマネジメント担当 095-893-8059

第3節 災害広報計画

【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と直接市民等に対する広報活動を行うための計画である。

1 報道機関に対する情報提供

災害対策本部又は災害警戒本部が設置された場合、広報担当班は各班と緊密な連絡をとり、災害の状況等を速やかに報道機関に連絡するものとする。

2 市民等に対する情報提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部又は災害警戒本部は、下記の要領によるものとする。

- (1) 同報系防災行政無線による一斉放送を行い、市民等への情報提供を行う。
- (2) 報道機関による広報及び消防職員・団員による広報車での広報、ホームページや民間SNS、テレビのデータ放送等による情報発信を適宜行い、市民等への情報提供を行う。

なお、FMさせぼについては、災害緊急放送に関する協定により、本市域に災害（定義による）が発生し又は発生のおそれがある場合に他の放送に優先して臨時放送を行うことができるため、有効に活用する。

- (3) 地域の防災拠点である支所・地区コミュニティセンター連絡網により町内会長等へ連絡・協力依頼し、町内会等が屋外拡声器を設置している場合は、それを活用してもらうなどして、市民等への情報提供を行う。
- (4) 上記(1)～(3)の情報提供において避難等の指示が必要になった場合、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」に基づき、特に指示を徹底する。
- (5) 災害情報配信サービス、消防情報配信サービスの登録を推進する。

3 災害時の流言ひ語対策

災害が発生すると交通まひ、有線通信の途絶、停電による放送の中絶などによって、地域住民が必要以上に不安と焦燥にかられ、真相がつかめないために流言ひ語が飛び、デマが発生しやすいので、住民に対して短時間の内に的確に被害状況や対策の状況等を知らせることが大切である。

4 広報事項

(1) 地震発災直後の広報

- | | |
|---------------|------------------|
| ア 地震・津波に関する情報 | イ 混乱防止の呼びかけ |
| ウ 避難指示・誘導 | エ 火災情報・出火防止の呼びかけ |
| オ 人命救助協力の呼びかけ | カ 被害状況 |
| キ 応急対策に関する状況 | ク 避難場所等の情報 |
| ケ 安否に関する情報 | コ 二次災害の防止に関する情報 |

(2) その後の広報

- | | |
|---------------|-------------|
| ア 地震・津波に関する情報 | イ 被害状況 |
| ウ 応急対策実施状況 | エ 交通機関の状況 |
| オ 道路交通・河川被害状況 | カ ライフラインの状況 |

キ 物資の供給状況

ク 防疫に関する事項

ケ 医療・給水実施状況

コ 一般的な住民生活に関する情報

5 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じて発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような相談所を設置するものとする。

6 災害記録

被災地の状況を写真等の記録に残し、広報活動の資料とする。

第4節 避難計画【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・企画部・保健福祉部・市民生活部・その他関連機関】

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険地域の居住者、滞在者、その他の者の生命身体の安全を確保するための計画とする。

なお、本節に記載のない事項については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」に準ずる。

1 避難の指示誘導

地震等災害時、以下のような状況が認められる場合、当該地域の住民に対して、避難のための指示を行う。

- (1) 津波の発生により、住民等の生命及び身体に対する危険が予測される場合。
- (2) 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合。
- (3) ガス等の流失拡散により広域的に人命の危険が予想される場合。
- (4) 崖崩れ、津波等が発生した場合、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合。
- (5) その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合。

2 避難の種別及び発令責任者

種別	発令責任者	状況
事前避難	市長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対して、県その他関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難	市長 市長において立退きの指示ができないとき又はそのいとまがないと認めるときは、消防長は市長の権限を代行することができる。 ただし、この場合速やかに市長に報告しなければならない。	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対して発令する。
収容避難	市長	避難後において、その避難所が更に危険な状態になったため、他の安全な場所に集団で緊急避難させる必要がある場合に発令する。

3 その他の実施者

- (1) 警察官または海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条など）
市長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または市長からの要請があったときは、警察官または海上保安官は住民等に対して避難の指示を行う。
- (2) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している者に対し、避難の措置を講ずる。

(3) 県知事又はその命を受けた職員（災害対策基本法第60条）

災害の発生により、本市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示をする。

また、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認められる場合は、水防法第22条または地すべり等防止法第25条に基づき、知事またはその命を受けた職員が避難の措置を講じる。

4 避難の指示の伝達

(1) 伝達方法

ア 警報の伝達は、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画第1表」の伝達系統による。

イ 避難警報は、防災行政無線によるサイレン及び放送、警鐘による信号、有線放送、テレビ、ラジオによる放送又は消防車、広報車による広報等によって関係者に周知徹底する。

ウ その他状況に応じ消防職員・団員を派遣し、携帯マイク等によって戸別毎に警報の周知徹底を期する。

(2) 伝達事項

ア 警報の伝達は、関係住民に正確かつ迅速に伝達するとともに避難すべき事態その他必要な事項を簡潔に理解させなければならない。

イ 主な伝達内容は次のとおりとする。

- (ア) 予想される災害及び避難立退きの理由
- (イ) 避難場所及び避難経路
- (ウ) 避難時の留意事項

(3) 避難信号

避難信号は、次のとおりとする。

種別	サイレン信号	
高齢者等避難	チャイム	音声
避難指示	サイレン	音声
備考	収容避難は口頭指示とする。 信号継続時間は適宜とする。	

5 避難の誘導

(1) 避難者の誘導は、地区対策本部及び消防職員・団員が中心となり、警察官等と緊密な連絡体制のもとに安全かつ迅速に行うこと。

(2) 避難場所等に誘導する場合は、万全の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して、できるだけ広い道路を選び、がけ下や河の土堤、石垣等崩壊しやすい経路は避け、安全な経路を誘導する。

(3) 避難の際の心得を平素から自主防災活動やリーフレット等により、一般に周知徹底を図る。

6 避難の順位

- (1) 避難の順位はいかなる場合においても乳幼児、一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、身体障がい者等の要配慮者を優先して行うものとする。
- (2) 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の住居者の避難を優先するものとする。

7 避難所等の指定

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画」参照

8 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

- ア 施設等の避難所については、災害種別・規模・状況に応じて、適宜選定し開設する。
- イ 施設等に避難所を開設した場合は、当該避難所に市の職員（避難所運営責任者及び運営要員）を置き運営にあたる。
- ウ 避難所運営責任者及び運営要員は自治会、消防職（団）、警察官と緊密な連絡体制のもとに避難者の収容及び対策本部との連絡にあたる。

(2) 避難所の運営

- ア 避難所運営責任者及び運営要員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。
- イ 避難所運営責任者及び運営要員は災害対策本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の供給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。
- ウ 避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、要支援者の所在把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるように連絡調整を行う。
- エ 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の運営基準や取組方法を明確にしておくものとする。
- オ 避難所となる施設管理者は、平時より避難者の安全確保のための施設管理及び避難所運営に必要な資機材管理への協力を行うものとする。
- カ 被災者が一定期間滞在する避難所の運営にあたっては、関係職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、避難者の良好な生活環境が確保されるよう努めるものとする。また、運営方針決定に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。
- キ 市は、災害の発生時において、N T T西日本の協力の下、被災者等の通信の確保を目的として、事前に設置している特設公衆電話の利用を開始する。

(3) 避難所の感染症対策

避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行拡大を防止するため、以下の点に留意して感染症対策に努めるものとする。

- ア 発災した災害や避難者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。
- イ 避難者の健康状態の確認については、保健福祉対策部と適切な対応を事前に検討しておくとともに、「避難所開設時における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の内容も参考として、避難所到着時に実施する。また、避難生活開始後も定期的に避難者の健康状態を確認する。
- ウ 避難者や、避難所運営に関わるスタッフは、頻繁に流水と石鹼を用いた手洗いや、手指消毒を行うとともに、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- エ 避難所内では、密閉・密集・密接の3条件に該当しないよう配慮し、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。
- オ 避難所における複数の人の手が触れる場所・物品等の清掃消毒については、定期的に洗浄、消毒するなど、避難所の衛生環境を可能な限り整える。
- カ 避難中、発熱等の症状が出た者に対する専用スペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用のスペースやトイレまでの動線については、一般の避難者と分けるよう努める。

(4) 避難者名簿の作成

避難所運営責任者及び運営要員は避難所に避難した被災者の氏名、性別、支援の必要性の有無等を把握し、避難者名簿を作成する。

(5) 安否情報の提供

被災者の安否に関する情報について照会があったときは、災害対策基本法第86条の15の規定に基づき、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

9 避難所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

10 避難の事前準備と留意事項

(1) 事前準備

- ア 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
- イ 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万全の準備を行うこと。
- ウ 浸水による油脂類の流出防止、カーバイト、生石灰、放射性物質等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保安措置を講じておくこと。
- エ 病院、福祉施設及び宿泊施設等多数の者を収容している施設にあつては、平素綿密な計画を樹立し、消防その他関係機関との連絡のもとに訓練を実施し、避難体制の万全を期すること。

(2) 避難時の留意事項

- ア 避難にあつては食糧、水筒、手袋、チリ紙、必要最小限度の着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等も携帯すること。
- イ 服装は軽装とし、素足をさけ、必ず帽子・頭巾等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。

11 帰宅困難者対策

市は、交通機関等の途絶等による帰宅困難者、徒歩帰宅者に対しては、次のようなことに配慮して安全確保及び帰宅支援に努める。

- (1) 交通機関運行状況、道路被災状況等の情報提供
- (2) 事業所に対して従業員の無理な帰宅の抑制、事業所残留者に対する食糧、飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援の指導
- (3) 徒歩帰宅者に対して協定に基づく食糧、飲料水、トイレの提供等の支援要請

12 津波に対する避難対策

- (1) 津波浸水予測地域内の住民等は、津波浸水予測地域外の避難所、または高台等の安全な場所へ迅速に避難することを基本とする。なお、津波浸水予測地域外への避難が遅れた住民、避難する時間的猶予がない住民等については、近くの高台地または堅牢な高い建物内に一時的に緊急避難するものとする。
- (2) 市は、津波による被害から住民等の安全を守るため、津波予測高さから余裕をもった海拔に位置する場所に、避難所等を開設するものとする。

13 学校等の避難対策

引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

14 船舶の避難対策

- (1) 船舶の避難対策については、海上保安部で行う。
- (2) 船舶及び港湾施設において避難を必要とする場合は、海上保安部において早急に関係者に対して避難の勧告を行い、荒天準備の指導と避難状況を把握する。
- (3) 佐世保港長は、特に必要があると認めるときは特定港（佐世保港）内に停泊する船舶に移動を命ずる。

15 避難所以外の避難者への対応

車中泊避難者や避難所に滞在することができない在宅避難者など避難場所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供や情報の提供など必要な支援に努めるとともに、車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

第5節 食糧供給計画

【市民生活部・農林水産部・契約監理室】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第5節 食糧供給計画」に準ずる。

第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【市民生活部】

大地震の発生による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品不足をきたした場合、市は一時の急場をしのご程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し応急的な保護の措置をとるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県知事の指示により実施するものとする。

実施については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画」に準ずる。

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画」に準ずる。ただし、下記の項目を除く。

3 下水道

下水道管渠の災害についてはその管布設地区を監視し、復旧作業については必要に応じ佐世保管工事協同組合等の協力を要請するとともに、上水道と同時復旧を期す。

下水道の終末処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設の防災計画は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

ア 停電に対する応急対策

(ア) 24時間常駐体制の終末処理場（中部下水処理場）

(イ) 非常駐体制（夜間無人）の終末処理場（西部下水処理場・針尾下水処理場・江迎浄化センター）

下水処理場は、下水道の根幹を担う重要施設であり、主要な設備を電動機によって運転しているため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は各処理場に配置された非常用自家発電機を自動始動させ、水処理を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、九州電力(株)と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水と処理を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

水処理施設、汚泥処理施設のコンクリート構造物の接続箇所の破損により、地下構造物内に地下水・土砂等が侵入し、揚水ポンプや電動機の運転に支障をきたすことが考えられるため、既設排水ポンプを使用し、さらに必要に応じてサンドポンプ、発電機等を設置し、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て排除するものとする。また各種機械設備は、配管接続部等の破損により一時的に運転停止することが考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

(2) 中継ポンプ場

ア 停電に対する応急対策

(ア) 非常用自家発電機を有する中継ポンプ場（平瀬P、大塔P、立神P、鹿子前P、天神P、船越P、相浦P）

非常用自家発電機を有する中継ポンプ場は、排水区域が広く汚水流入量が多いため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は非常用自家発電機を自動始動させ、揚水を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、九州電力(株)と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

(イ) 非常用発電機を有しない中継ポンプ場（クルールの丘1号P、クルールの丘2号P、長坂P、北平P）

非常用自家発電機を有しない中継ポンプ場は、比較的汚水流入量は少ないものの、停電によりただちに運転が停止することが憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、九州電力㈱と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

ポンプ場のコンクリート構造物の接続箇所の破損により、地下構造物内に地下水・土砂等が侵入し、揚水ポンプや電動機の運転に支障をきたすことが考えられるため、既設排水ポンプを使用し、さらに必要に応じてサンドポンプ、発電機等を設置し、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て排除するものとする。また汚水ポンプ送水管の接続部分の破損による漏水が考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

(3) マンホールポンプ施設（東浜M.Pほか）

ア 停電に対する応急対策

小規模の排水区域を担うマンホールポンプ施設は、汚水流入量が少ないものの、非常用自家発電機がないため、停電により運転がただちに停止することが最も憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、または民間と連携しながらバキューム車での水替を行うなどの対策により、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、九州電力㈱と密接な連携を保ち、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 施設損壊に対する応急対策

コンクリートマンホールや汚水ポンプ送水管の接続部分の破損による漏水が考えられるが、軽微な被害に対しては、維持管理受託者及び地元協力業者の協力を得て速やかに復旧し、早期の運転再開を図るものとする。

第8節 応急仮設住宅建設、住宅応急修理及び建築物応急危険度判定計画

【都市整備部】

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅を一時的に設置するとともに、公営住宅の応急修理を行い罹災者の居住安定を図るものとする。

また、余震等の二次災害による人的被害の発生を防止するため、県と連携を図りながら建築技術者等を活用し、被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行い、安全性を確認する。

1 応急仮設住宅

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画」に準ずる。

2 住宅の応急処理

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画」に準ずる。

3 建築物応急危険度判定

(1) 建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことを言う。

(2) 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事が定める者を言う。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

4 被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地の危険度の判定表示等を行うことを言う。

(2) 被災宅地危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事が登録したものを言う。

第9節 医療救護、防疫に関する計画

【保健福祉部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第9節 医療救護、防疫に関する計画」に準ずる。

第10節 災害廃棄物処理計画

【環境部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第10節 災害廃棄物処理計画」に準ずる。ただし、「2 水害廃棄物について」は、下記のとおりとする。

2 水害廃棄物について

甚大な地震災害では、人命救助活動が初動となり、次に、避難所対応へと移り、特に、仮設トイレの手配、避難所ごみ対応が必要となる。概ね、発災1か月後から災害廃棄物処理業務が始まる。

第11節 緊急輸送計画

【西肥自動車・させぼバス・長崎県・企画部・土木部・港湾部・観光商工部】

災害における被災者の避難、応急災害対策要員の移送及び災害救助、災害応急に要する資材並びに緊急物資の輸送等の確実を期するため、車両・船舶及び船艇等をもって輸送を行うものとする。有事の際はこれらを有効適切に利用し、各作業の万全を図る。

ただし、本市の区域内で処理できないときは、県北地方本部を通じて県本部に応援又は斡旋の要請を行なう。

1 車両

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第11節 緊急輸送計画」に準ずる。

2 船艇

(1) 船舶

災害救助の実務に必要な人員、救援・復旧資器材、緊急物資等の輸送については、海上自衛隊（知事による要請）へ佐世保地区在籍補給艦及び輸送艦の派遣協力を要請する。また、海上保安部又は九州運輸局佐世保海事事務所にそれぞれ協力を求める。

加えて、市所有防災船「つくも」で輸送するほか、海運業者等にも協力を求める。

(2) 漁船

農林水産部（水産課）を通じ、漁業協同組合に協力を求める。なお、災害対策本部に属する各部や、市所有の車両、船艇で輸送力に不足をきたす場合は、各部の責任において調達し、事後速やかに本部対策班に連絡するものとする。

3 緊急輸送車両の確保

災害対策基本法第76条に基づき、交通規制が行なわれた場合、災害応急対策の実施責任者は緊急輸送車両として、県知事又は公安委員会へ申し出て、その確認を受け、緊急輸送車両確認証明書・同標章の交付を受ける。

4 緊急道路の確保

(1) 避難道路の確保

避難場所に至る道路について、家屋の密集地域を通過するものが多く、幅員も狭い場所が多い。また、急傾斜地の近くを通過するものもあり、地震による家屋の倒壊や崖崩れ、落石等による道路閉塞が予測される。

震度4以上の地震が発生した場合、これらの箇所に職員を派遣し、被害情報の収集にあたり、通行不能と判断される場合は、迂回路を指定し、直ちに佐世保市登録業者に復旧について要請する。

(2) 緊急物資輸送路の確保

ア 緊急物資輸送路としての条件等

(ア) 市域外の地域、他の市町村と本市を有機的に連絡できること。

(イ) 著名な道路であること。

(ウ) 有効幅員が広いこと。

(エ) 正常な都市機能の早期回復に便利であること。

イ 緊急物資輸送路の選定

上記アの条件を満たす路線として次の路線を選定する。

1	国道35号
2	国道202号
3	国道205号
4	国道204号
5	国道498号
6	国道384号
7	国道497号(西九州自動車道)
8	主要地方道 佐世保吉井松浦線
9	主要地方道 佐世保日野松浦線
10	主要地方道 佐世保港線
11	主要地方道 佐々鹿町江迎線
12	主要地方道 栗木吉井線
13	主要地方道 柚木三川内線
14	一般県道 佐世保世知原線
15	一般県道 松浦江迎線
16	一般県道 志方江迎線
17	臨港道路 倉島線
18	市道 潮見町12号線
19	市道 佐世保相浦循環線
20	市道 椎木大瀉町線
21	市道 大塔側道一号線
22	市道 大塔側道二号線
23	市道 尼瀉循環線
24	市道 尼瀉循環支線
25	市道 大和楠ヶ浦線
26	市道 西九州道側道一号線
27	市道 労災病院線
28	市道 万津町二号線

ウ 緊急物資輸送路の確保

上記②において、緊急物資輸送路として選定された路線については、その路線の管理機関と協力して、人員・物資の輸送に支障がないよう他の路線に優先し、復旧を図るものとする。

5 緊急物資輸送拠点の確保

緊急物資輸送路の接点となる相浦中里 I C 用地（道の駅「させぼっくす 99」）を、緊急物資の集積及び輸送の拠点として活用を図るものとする。

6 臨海部における緊急輸送体制の確保

臨海部における緊急輸送体制については、佐世保港三浦地区及び平漁港平地区（県営漁港）の各耐震強化岸壁と背後の埠頭用地のほか、周辺の広場などと機能連携させ、一体的な対策を講じるものとする。

なお、佐世保港における具体的運用については、別途「佐世保港における大規模地震対策に関する基本方針」に定める。

第 12 節 交通応急対策計画

【陸上自衛隊・長崎県・長崎県警察・土木部・消防局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 2 節 交通応急対策計画」に準ずる。

第 13 節 文教対策計画

【教育委員会】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 3 節 文教対策計画」に準ずる。

第 14 節 避難行動要支援者対策計画

【保健福祉部・防災危機管理局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 4 節 避難行動要支援者対策計画」に準ずる。

第 15 節 観光客対策計画

【観光商工部・市民生活部】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 5 節 観光客対策計画」に準ずる。

第 16 節 公安警備計画

【長崎県警察】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 1 6 節 公安警備計画」に準ずる。

第17節 水防計画

【長崎地方気象台・土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】

震災時水防計画は、河川、溜め池等の堤防等に大きな被害が広範囲に発生することが予想される為、引き続き大雨等への二次災害防止が必要である。

したがって、これには震災直後からの復旧工事の迅速化が要求されることから、復旧計画を作成して対処する。

これを行うためには、震災直後の徹底的な巡視調査を行う。

その他については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第17節 水防計画」に準ずる。

なお、応急対策用資機材の整備については、現行の水防倉庫等を活用し、地震被害にも対応できるような資機材の充実を図っていく。

第18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画

【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会・消防局】

大規模な地震あるいは規模は小さくても本市の直下で地震が発生した場合、数多くのがけ崩れや陥没等が発生することが想定される。

1 警戒・避難・誘導対策

がけ地等の崩壊により、危険が予想される地区の住民に対しては、人命の安全を第一として、迅速かつ沈着に避難を行えるよう誘導を行なう。また、乳幼児、高齢者、身体障がい者などの自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

2 災害防止対策

(1) 崩壊地点の立ち入り制限

安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限などの必要な措置をとる。

(2) 捜索活動時の警戒

行方不明者の捜索活動、応急復旧活動工事にあたっては特に十分な注意、監視を行うものとする。

(3) 応急対策

安全が確認された後、直ちに二次災害防止のための土砂除去などの応急対策を行う。

その他については、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画」に準ずる。

1 消防活動の準備

(1) 震災消防活動対策の目標

震災に対処するため、次に掲げる事項を計画、整備し、消防力を強化し、消防職員・団員の活動能力の向上を図るとともに、自衛消防隊及び住民に対する防災行動力の高揚等の施策を推進し、消防力の全機能を動員して震災活動の万全を期する。

ア 消防体制の総合化

市民組織、自衛消防隊、消防団等の協力体制を推進するとともに、消防機関との連携を確保し、消防体制の総合化を図る。

イ 消防団体制の強化

震災時における消火、人命検索及び救助活動などの消防技術の高度化を図るとともに、車両や装備品及び資機材を計画的に整備し、より機能性に富んだ消防団体制を構築する。

ウ 消防水利の整備

震災時には、消火栓による給水能力の低下が危惧されるため、河川や海水等の自然水利の活用のほか、重要な消防水利資源であり消防力強化の基盤となる耐震性防火水槽の計画的な整備促進に努め、強固な災害対応能力を保持する。

エ 消防活動体制の整備強化

消防活動の機動力を図るため、装備資機材等を充実し、広域応援体制の強化充実を確立する。

オ 救助体制の整備

多数の救助事象に対応するため、高度の知識、技術を有する救助隊員を指導育成し、救助救護資機材を整備し、人命救助体制の充実強化を図る。

カ 市民指導の推進

市民の自主救護能力の向上を図るため、応急救護知識、技術の普及活動を推進するとともに、救急資機材の備蓄を奨励する。

キ 消防団等の救護活動能力の向上

消防団や市民組織等における応急的な救護活動を促進するため、教育訓練等を充実・強化し、組織的な活動能力の向上を図る。

ク 要配慮者に対する救護体制の確立

心身障がい者や寝たきりの高齢者等要配慮者の安全を確保するため、地域協力体制づくりを推進するとともに、社会福祉施設等に対する指導を強化し、救護体制の充実を図る。

ケ 消防車両の整備

震災発生時に予想される火災等から、人命及び財産を保護するため、消防車両の整備を図る。

(2) 防災機関との連携

所掌事務の遂行にあたり、県、警察機関その他の防災関係機関と平素から密接に強調を保ち、震災消防対策及び活動の万全を期すよう努める。

(3) 資機材の調達等

震災時に使用し又は収用できる消防資機材及び車両等については、十分に調査し調達可能なものについては、権限を有する者と協議して迅速円滑な調達ができるように計画する。

2 消防活動の基本

(1) 消防活動の基本

ア 初動措置

震災時活動の指令が発令された場合は、別に定める初動措置を実施し、速やかに活動を開始する。

イ 活動の原則

同時火災、救急、救助事案が発生していることを前提に出動し、消防力を最大限に発揮して効果的な消火、救急、救助活動を行う。

ウ 情報収集及び伝達

(ア) 公共施設、通信機能及び民間連絡網等あらゆる手段により迅速に情報を収集し、情報の多ルート化を図る。

(イ) 収集した情報は、災害対策本部及び消防対策部へ必ず通報するとともに、必要に応じて各消防署及び消防団本部へ適宜伝達する。

(ウ) 災害情報を迅速的確に伝達するため防災関係機関と連携を図り、広報体制の強化に努める。

エ 通信統制等

(ア) 震災時における通信の効率性を高めるために、必要に応じ速やかに通信統制を行う。

(イ) 震災時における消防機関相互の連絡は、原則として有線通信を原則とする。

(ウ) 有線通信が不通の場合及び出場隊との通信は、無線通信とする。

(2) 消防活動の基準

ア 消防活動基準等の整備

震災時には、毒物、劇物、危険物、放射性物質等の漏洩、流出が予想されるため、これらの施設の安全化を図るとともに、効率的な消防活動を行うため、震災時活動の活動要領の基準等を地域の被害予想に対応して整備し、教育訓練等を徹底して職員等に活動要領の習熟を図る。

イ 基準等の適正化

消防活動に関する基準等は、消防力の態様及び防災力の総合的な充実等を考慮して、定期に適正な見直しを行う。

3 震災時の消防活動組織、編成等

(1) 震災時の消防活動組織、編成、任務

震災時の消防活動組織、編成及び任務等は、別に定める。

(2) 震災時の非常招集

震災時の非常招集は次による。

ア 震度5強の地震が発生したときは、近火信号サイレンを吹鳴し、第3配備非常招集を発令する。

イ 団員は、電気、通信等が広範にわたって途絶しているとき認められるときは、第3配備体制に入っているものとして行動する。

ウ 職員は、予め指定された者を除き付近の署所に、団員はそれぞれの詰所に参集する。

(3) 出動計画

震度5強の地震が発生したときは、初動時から臨機に対応し、火災消火体制を確立する。

(4) 他機関の応援出動要請

当市の消防力では対応が困難と認められるときは、相互応援協定、緊急消防援助、自衛隊派遣等を積極的に活用する。

4 活動計画の準用

震災時の消防活動計画は上記に定めるもののほか、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第19節 消防活動計画」に準ずる。

第20節 救急業務計画

【消防局・保健福祉部】

1 救急業務の基本

震災時の救急業務計画は、次により行う。

(1) 現場医療の充実

消火体制の確立により、震災初期の救急体制に係る不足を補うため、医師、看護師その他救急機関の要員及び搬送車両等を災害現場へ投入する体制を推進する。

(2) 応急救護体制の整備

多数発生が予想される救急・救護事象に対応するため、救急救護資機材の充実を図り、医療機関と連携した応急救護体制の強化を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

傷病者の搬送の円滑化を確立するため、医療機関等と密接な連携強化を図り、効率的な搬送体制の整備を図る。

(4) 住民との協力体制

応急救護の知識の普及にあわせ、住民が救護所等で救急隊等との協同で応急活動に従事できるシステムを構築する。

(5) 震災時救急・救護体制の充実

震災時の多様な負傷に対応するため、救急隊員の技術の向上を図り、多数負傷者の発生に対応する救急・救護体制の充実を図る。

2 準用

本計画は、「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第20節 救急業務計画」を準用する。

第 21 節 自衛隊の災害派遣要請計画

【陸上自衛隊・防災危機管理局】

地震災害に際し、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の計画である。

下記の項目を除き、「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 2 2 節 自衛隊の災害派遣要請計画」に準ずる。

5 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行なう災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行なうことができる。

- (1) 大規模な地震が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行なう必要があると認められる場合。
- (2) 大規模な地震が発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 大規模な地震が発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (4) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
- (5) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

第 22 節 電力施設災害応急対策計画

【九州電力送配電・九州電力】

電力施設災害応急対策については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業所が主体となり応急対策にあたるものとする。

その具体的事項については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業所の非常災害対策部運営基準によるものとする。

1 目的

この基準は、非常災害対策措置要則（系技則第 1 号）及び長崎エリア非常災害対策本部運営基準（送配長支則第 1 号）に基づき、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図るため、佐世保配電事業所・営業所非常災害対策部（以下対策部）の運営に関する細部取扱について定めることを目的とする。

2 適用の範囲

この基準は、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障及び主要設備等の被害が予想される場合又は発生した場合に適用する。

- (1) 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震等異常な自然現象
- (2) 火災・爆発・油流出等重大な事故

3 非常災害に関する心得

非常災害対応時は、配電事業所、営業所が連携して対策部を組織し、非常災害の予防及び復旧等、電力の安定供給に万全を期すこととする。

- (1) 対策要員は非常災害に当り、いかなる場合においても人身安全の確保を第一義として行動する。
- (2) 対策要員は、社会生活における電気の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの任務に応じ、非常災害対策活動に全力を尽くすものとする。
- (3) 対策要員は非常災害対策活動において相互協力を旨とし、各対策組織及び組織間の応援業務に円滑に当たるものとする。

4 防災体制

4-1 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合	非常体制

4-2 対策組織

1 対策組織の名称

機関	対策組織の名称
本店	非常災害対策総本部（総本部）
九電長崎支店 九電送配長崎支社	非常災害対策本部（対策本部）

配電事業所 ・営業所	非常災害対策部（対策部）
---------------	--------------

2 対策組織の構成と役割

- (1) 対策部の構成は、別表1「配電事業所・営業所非常災害対策部構成表（「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第2.2節 電力施設災害応急対策計画」参照）」のとおり対策部長（配電事業所長）及び総括班（情報チーム含）、復旧班、広報班、支援班の4班で構成する。
- (2) 各班には班長をおくものとする。
- (3) 各対策組織の役割は、別表2（省略）「対策組織の役割」のとおりとする。

3 対策部会議

対策部には、重要な災害対策活動に関する事項を協議するための組織として、災害対策部会議を置く。

対策部会議は対策部長（配電事業所長）及び各班長等〔営業所長、配電総括グループ長、配電建設グループ長、配電保全グループ長、託送業務グループ長、営業グループ長、託送業務グループ副長、運営担当（管理副長）〕をもって構成する。

4 対策組織の要員

各対策班は、要員を発令体制に応じて定め、かつ要員の住所、氏名、連絡方法を把握しておく。

4-3 エリア管内の対策機構

エリア管内の非常災害対策機構は、「非常災害対策機構」のとおりとする。（省略）

5 防災体制発令措置（省略）

6 突発災害時の措置（省略）

7 対策部の運営（省略）

8 営業所建屋被災時対策部の運営（省略）

9 指令の使用区分及び指令者（省略）

10 指令伝達及び情報連絡ルート（省略）

11 事故、被害状況の報告（省略）

12 非常災害に備えたその他の対策（省略）

13 防災体制の教育及び訓練の実施（省略）

第 23 節 ガス施設災害応急対策計画

【西部ガス】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 23 節 ガス施設災害応急対策計画」に準ずる。

第 24 節 交通施設災害応急対策計画

【土木部・JR九州・松浦鉄道・企画部】

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

1 道路対策

(1) 地震が発生すると盛土部の地割れ、路肩・斜面の崩壊、橋台・橋脚に切断、相対ずれなどの被害が生じることがある。

対策としては、速やかに被害状況を調査して本部へ報告するとともに、応急措置を講じる。

(2) 交通の確保が最重点であるので、応急手当て、仮復旧に全力をあげて迅速に処理する。

この場合、迂回路等の有無を十分に調査して、交通の確保に最善の方策を講ずる。

2 鉄道対策

(1) JR関係

JR九州は地震が発生したときは、異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに、必要な運転規制を行う。

また、災害発生時においては、早期復旧を図るため次のように対処する。

ア 災害警備

地震が発生したとき、異常気象の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、必要な運転制限を行うとともに、災害の発生が予測される場合は、関係部長は関係社員を、地震その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点箇所に指定し、各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

気象観測機器配備表

	地震計
長崎鉄道事業部	早岐

※地震時の運転規制

計測震度が基準値を記録した場合は、列車の徐行運転を行なう。

計測震度が基準値以上を記録した場合は、列車の運転を中止する。

イ 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の分担は「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 2 5 節 交通施設災害応急対策計画」参照。

ウ 災害応急復旧工事

J R九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて、請負工事とする場合がある。

エ 鉄道気象通報の伝達系統

J R九州の鉄道気象通報の伝達系統は「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第24節 交通施設災害応急対策計画」参照。

(2) 松浦鉄道株式会社関係

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第24節 交通施設災害応急対策計画」に準ずる。

3 相互連絡

鉄道事業者と市は相互に緊密な連絡を取ることとし、鉄道事業者は被災状況や応急復旧措置の内容について、市に対し速やかに通知する。

第25節 海上災害応急対策計画

【海上保安部・港湾部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第25節 海上災害応急対策計画」に準ずる。

第26節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画

【市民生活部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画」に準ずる。

第27節 相互応援協力計画

【防災危機管理局・総務部・行財政改革推進局】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第28節 相互応援協力計画」に準ずる。

第28節 ボランティアに関する計画

【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第29節 ボランティアに関する計画」に準ずる。

第 29 節 犬猫等愛護動物対策計画

【保健福祉部】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 30 節 犬猫等愛護動物対策計画」に準ずる。

第 30 節 公共施設の応急対策計画

【全部局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 31 節 公共施設の応急対策計画」に準ずる。

第 31 節 その他の災害応急対策に必要な事項

【防災危機管理局】

「本編 第 1 章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 32 節 その他の災害応急対策に必要な事項」に準ずる。

第4編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業促進計画

本計画は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業の対策についての計画である。

災害復旧事業計画の具体的実施方法については、次に掲げる計画によるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設復旧計画
 - (2) 海岸公共土木施設復旧計画
 - (3) 港湾公共土木施設事業復旧計画
 - (4) 漁港公共土木施設事業復旧計画
 - (5) 砂防施設事業復旧計画
 - (6) 道路公共土木施設事業復旧計画
 - (7) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 公立文教施設災害復旧事業計画
- 6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設災害復旧事業計画
- 8 その他公営企業施設災害復旧事業計画
- 9 公用財産災害復旧事業計画
- 10 上下水道災害復旧事業計画
- 11 特定鉱害復旧事業等基金事業（事業主体は(財)長崎県産炭地域振興財団)

第2章 被災者支援計画

【財務部・防災危機管理局】

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務について、被災者に対し制度の案内を適切に実施し、公平な支援を効率的に実施するため、以下のとおり定めるものとする。

1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、または記録された情報を内部で利用できるものとする。

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 罹災証明書

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による被災者支援措置を適切かつ円滑に実施するにあたり必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明をおこなうものとする。なお、住家以外のものが罹災した場合等、必要がある場合は罹災届出証明書で対応するものとする。

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 準半壊に至らない

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明の発行は、市長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

ア 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、被害家屋調査を実施する。住家の被害認定に関しては、「災害の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定を行う。

イ 罹災台帳の作成

被害認定結果に基づき、罹災台帳を作成する。罹災台帳には、認定結果、地番、住居表示、住民基本台帳等の情報を集約する。（罹災証明に係る事務への基本台帳の利用は個人情報の利用目的の範囲内）

ウ 罹災証明書の発行

被災者から罹災証明の申請があった場合、罹災台帳に基づき罹災証明書を発行する。また、被災者台帳を作成していない場合には、罹災証明書の交付状況を管理するため、罹災証明書交付台帳を整備する。

エ 再調査

罹災証明発行後に、被災者が罹災証明の判定結果に不服であった場合及び周囲の被災状況により被害調査が十分にできなかった家屋については、被災者等からの申し出により再調査を実施する。

(4) 実施体制の整備

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、平常時から専門的な知識・経験を有する職員の育成に努める。

(5) その他

火災に起因する証明は、消防長及び消防署長が行うものとする。

第3章 災害関係融資計画 【市民生活部・農林水産部・観光商工部・社会福祉協議会】

災害直後、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、次の生産資金の融資の斡旋を行い災害復旧を図るものとする。

1 生活福祉資金〔福祉資金・福祉費(災害臨時)〕【県社会福祉協議会(窓口は市社会福祉協議会)】

(1) 貸付対象者

災害により住家等に被害を受けた世帯で下記に適合する世帯であること。

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかであること。(借入申込人は原則として世帯主で65歳以下とする。高齢者世帯は、日常生活上療養または介護を要する(要介護1以上の65歳以上の要介護者がいる世帯)

(2) 貸付の条件

最高貸付額 150万円 7年以内償還(据置期間は6カ月以内)

連帯保証人 原則1名

貸付利子 連帯保証人がいる場合は無利子

〃 いない場合は年利1.5%

(3) 借受の方法

借受者は、市社会福祉協議会を通じ、県社会福祉協議会へ生活福祉資金借入申込書に世帯全員の住民票と罹災証明書、災害のあった住宅・土地の写真、被害箇所の見取図、復旧見積書、申込人の世帯・連帯保証人の所得証明書、民生委員調査書などを添えて申請する。

2 災害援護資金貸付 【佐世保市(窓口は市民安全安心課)】

災害救助法に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

(1) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヵ月以上の療養を要する負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1未満の損害がある場合
150万円

(イ) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合
250万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270万円

(エ) 住居が全壊した場合 350万円

イ 世帯主に1ヵ月以上の療養を要する負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 住居の被害がなく、家財の損傷がその家財の価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合
150万円

(イ) 住居が半壊した場合 170万円

(ウ) 住居が全壊した場合 250万円

(エ) 住居の全体が滅失した場合 350万円

(2) 償還期間利率

- ア 償還期間は10年（うち、3年据置）とし、年賦償還・元利均等償還とする。
- イ 利率は、無利子とする。

3 中小企業災害復旧融資

- (1) 災害発生の場合は、政府関係金融機関の特別融資並びに一般金融機関の協力を得て、被災中小企業に対する復旧融資の促進を図るとともに、本市独自の緊急特別融資を行う。

なお、信用力の不足する被災企業に対しては信用保証協会の活用を図る。

(2) 融資方法

ア 政府関係金融機関

中小企業政府関係金融機関としては、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫などがあり、暴風豪雨、地震や大規模火災などの災害で各公庫が適用を認めた場合、次のような融資条件となっているが、災害の場合、融資期間の延長、融資優先取り扱いがなされるほか「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による地域指定がなされた場合、その都度一定期間、一定金額につき金利引き下げの措置が講じられる。

(ア) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）（災害貸付）

- a 融資限度 通常各融資制度の限度額に1災害あたり3,000万円上乗せした額
- b 利率 基準利率（時期により異なる）
ただし、特に異例の災害の場合、限度額及び利率はその都度決定する。
- c 期間 各融資制度の返済期間以内

(イ) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（災害復旧貸付）

- a 融資限度 1.5億円（ただし、代理店申込の場合は7,500万円）
- b 利率 基準利率（時期により異なる）
ただし、閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。
- c 期間 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
設備資金15年以内（うち据置期間2年以内）

(ウ) 株式会社商工組合中央金庫（災害復旧資金）

災害により、被害を受けた事業者が災害の復旧に伴い必要となる設備資金・運転資金の融資を行う。

- a 利率 商工中金所定の利率
- b 期間 運転資金10年以内（うち据置期間3年以内）
設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）

イ 佐世保市（緊急経営対策資金融資）

セーフティネット保証制度の指定を受けた災害等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市内で同一事業を1年以上営んでいるものに対し、融資を行う。

ただし、保証協会の対象業種で保証協会の保証を受け、かつ市税を完納していることが必要。

- (ア) 融資限度 3,000万円
- (イ) 金利 年1.2%
- (ウ) 期間 10年以内
- (エ) 保証料率 0.45%～1.14%

ウ 信用保証協会（災害関係保証）

中小企業者が信用力の不足を補い金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入れを行う際、信用保証協会が保証を行っている。

激甚災害に指定された災害により、直接の被害を受けた中小企業者は、普通保証と別枠で利用できる。

(ア) 保証限度

- a 個人・法人 28,000万円
- b 協同組合 48,000万円

(イ) 保証料率 年0.8%

(ウ) 保証期間 10年以内（うち据置期間2年以内）

4 農林漁業者等に対する資金の融通（政府系金融機関等が行うもの）

(1) 天災資金

ア 天災融資制度は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号「天災融資法」）に基づき暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温、降ひょう、津波、干ばつ等の天災による被害が著しく、かつ国民経済に及ぼす影響が大であるか、又は当該天災による被害が特に著しいと認められる場合に国の援助等により農林漁業者等に経営資金等が融通されるもので、法が適用される天災については、その都度政令で指定される。

イ 貸付対象者

天災融資法の規定に基づき、市町村長又は知事の被害認定を受けた者

ウ 貸付限度額

(ア) 一般農業者

【個人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は2,000万円(2,000万円)の何れか低い額

(イ) 果樹栽培者、家畜等飼養者

【個人】市長が認定した損失額の55%(80%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の55%(80%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(ウ) 一般漁業者

【個人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は2,000万円(2,500万円)の何れか低い額

(エ) 漁具被害漁業者

【個人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(5,000万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(5,000万円)の何れか低い額

(オ) 漁船被害漁業者

【個人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の80%(80%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(カ) 魚類養殖漁業者

【個人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は500万円(600万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の50%(60%)又は2,500万円(2,500万円)の何れか低い額

(キ) 林業者

【個人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は200万円(250万円)の何れか低い額

【法人】市長が認定した損失額の45%(60%)又は2,000万円(2,000万円)の何れか低い額

(ク) 被害組合（連合会以外の場合）

市長が認定した損失額の80%(80%)又は2,500万円(5,000万円)の何れか低い額

(ケ) 被害組合（連合会の場合）

市長が認定した損失額の80%(80%)又は5,000万円(7,500万円)の何れか低い額

※（ ）内の数字は激甚災害法適用の場合

エ 貸付利率と償還期限

(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者

貸付利率6.5%以内、償還期限3年、4年、5年以内

(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者

貸付利率5.5%以内、償還期限5年、6年以内

(ウ) 特別被害農林漁業者

貸付利率3.0%以内、償還期限6年以内

※ 激甚災害法適用の場合1年延長（被害組合を除く）

オ 資金使途

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（12万円以下）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（5トン未満）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金及び被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたため必要となった事業運営資金

カ 償還期限

(ア) 一般天災

一般農漁業者 6年以内

果樹栽培者 5年以内

家畜等飼養者 ”

※被害程度により償還期限が異なる。

漁船漁具被害漁業者 6年以内

魚類養殖漁業者 ”

被害組合 3年以内

(イ) 激甚災害

一般天災の場合の1年延長（被害組合を除く）

(2) 農林漁業セーフティネット資金 ※日本政策金融公庫資金

ア 農林漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度。

イ 貸付対象者

以下のア～オに該当する者等で、災害・行政指導・社会的又は経済的環境の変化による経営環境の悪化のため、一定の条件に置かれている者

(ア) 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市長村長の認定を受けた個人・法人）

(イ) 認定新規就農者（青年等就農計画を作成して市長村長の認定を受けた個人・法人）

- (ウ) 林業経営改善計画の認定を受けている者
- (エ) 漁業経営改善計画認定漁業者
- (オ) その他

【個人】 農林漁業者であって、農林漁業所得が総所得の過半を占める、又は農林漁業粗収益が200万円以上である者

【法人】 農林漁業者であって、農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、又は農林漁業売上高が1,000万円以上である者

ウ 貸付限度額

一般 600万円

特認 年間経費等の12分の6以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

エ 貸付利率と償還期限

0.30%～0.70%（令和4年12月19日現在）

10年以内（うち据置期間3年以内）

オ 資金使途

災害により必要とする資金（経営再建費・収入減補てん費）

(3) 農林漁業施設資金〔共同利用施設（災害）〕 ※日本政策金融公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農林水産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同施設の復旧

ウ 貸付限度額

事業費×0.8

エ 償還期間

20年（うち据置期間3年以内）

オ 貸付利率

0.30%～0.70%（令和4年12月19日現在）

(4) 農林漁業施設資金〔主務大臣指定施設（災害）〕 ※日本政策金融公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農林漁業の主務大臣指定施設の復旧

ウ 貸付限度額

事業費×0.8又は1施設あたり300万円（特認600万円）の何れか低い額

エ 償還期間

15年（うち据置期間3年）以内、ただし果樹は25年（うち据置期間10年）以内

オ 貸付利率

0.30%～0.70%（令和4年12月19日現在）

(5) 長崎県災害対策特別資金（県単）（施設復旧資金）

ア 対象者

被災農業者で市町村長の証明をうけた者

イ 資金使途

災害により被害を受けた農業用施設の復旧

ウ 貸付限度額

個人：事業費×0.8又は500万円のいずれか低い額

法人：事業費×0.8又は1,500万円のいずれか低い額

エ 償還期間

10年（うち措置2年）

オ 貸付利率

0.70%（令和4年12月19日現在）

(6) 農業近代化資金

ア 対象者

認定農業者、認定新規就農者、農業所得が総所得の過半を占めていること、または農業粗収益が200万円以上あることなどの条件を満たす農業者、上記農業者の経営主以外の農業者（配偶者・後継者等）、一定の基準を満たす任意団体

イ 資金使途

災害により被害を受けた農業用施設の復旧

ウ 貸付限度額

個人： 1,800万円

法人： 2億円

エ 償還期間

15年（うち措置7年）

オ 貸付利率

0.70%（令和4年12月19日現在）

(7) 農業基盤整備資金 ※公庫資金

ア 対象者

経済的損失の基準は特になし

イ 資金使途

災害により被害を受けた農地、牧野等の復旧

ウ 貸付限度額

地元負担額

エ 償還期間

25年（うち措置10年）

オ 貸付利率

0.30%～0.70%（令和4年12月19日現在）

(8) 長崎県沿岸漁業等振興資金 ※九州信用漁業協同組合連合会資金

- ア 天災又は公害等により漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金
(6号資金)
- イ 貸付対象者
沿岸漁業者・沿岸漁業関係水産加工業者・内水面漁業者・知事が特に認める者
- ウ 貸付限度額
個人 1,000万円(融資率80%)
法人 2,000万円(融資率80%)
※貸付利率 0.70%(令和4年12月19日現在)
- エ 資金使途
災害等復旧のために必要な資金
- オ 償還期限
10年以内(うち据置期間2年以内)

(9) 長崎県水産業振興資金 ※九州信用漁業協同組合連合会資金

- ア 沿岸漁業等の振興・発展を図るために必要な設備・運転資金(災害復旧も対象)
- イ 貸付対象者
中小漁業・中小水産加工業者
- ウ 貸付限度額
1,500万円
※貸付利率2.43%(令和4年11月30日現在)
- エ 資金使途
災害復旧のために必要な事業資金
- オ 償還期限(うち措置期間)
設備資金……10年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金……5年以内(うち据置期間1年以内)
※ 魚類養殖漁業の運転資金については、養殖魚の販売時期に合わせて償還期限を設定する。
その他の漁業の運転資金の償還期限は原則として1年以内とする。

(10) 漁業基盤整備資金 ※日本政策金融公庫資金

- ア 漁港整備 災害により被害を受けた指定漁港の指定区域内にある施設の復旧資金
漁場整備 漁場又は種苗生産施設等の復旧資金
- イ 貸付対象者
【漁港整備】 漁協、漁連、漁業を営む者(限定要件あり)、5割法人・団体
【漁場整備】 漁協、漁連、5割法人・団体
- ウ 貸付限度額
事業費の80%
※貸付利率 0.30%~0.70%(令和4年12月19日現在)
- エ 資金使途
【漁港整備】 基本施設、機能施設等の災害復旧

【漁場整備】 漁場又は水産種苗生産施設等の災害復旧

オ 償還期限

20年以内（うち据置期間3年以内）

5 災害復興住宅等資金預託貸付

【佐世保市（窓口は市民安全安心課）】

災害により市民がその住宅を滅失、若しくは損傷し、または宅地を損壊した場合においては、復興等に必要な資金を貸付ける。

(1) 申請者の条件

市民で年間所得100万円以上の収入があり、かつ貸付金の償還が確実に認められる70歳までの者

(2) 連帯保証人

本市に1年以上居住（住民登録をしている70歳までの成年者）で年間所得100万円以上の者。

ただし、本市に保証人がいない場合は、市外に居住する親、子、兄弟姉妹のいずれかとする。

(3) 貸付限度額、償還期間及び利率

ア 貸付額は、1件につき10万円以上300万円以内とする。

イ 償還期間は、6ヵ月据置の10年とし、月賦、半年賦、年賦の元利均等償還とする。

ただし、貸付額が100万円以内の場合は、6ヵ月据置の5年とする。

ウ 利率は、1.1%とする。

6 小災害生活資金預託貸付

【佐世保市（窓口は市民安全安心課）】

災害を受けた市民に対して生活の自立を支援するため、必要な生活資金を貸付ける。

(1) 貸付対象世帯

次の各号のいずれかに該当する世帯

ア 災害による被害状況が全焼、全壊、全流失又は半焼、半壊、半流失した世帯

イ 災害により30日以上避難した世帯

(2) 申込者の条件

市民で年間所得100万円以上の収入があり、かつ貸付金の償還が確実に認められる70歳までの者

(3) 連帯保証人

本市に1年以上居住（住民登録をしている70歳までの成年者）で年間所得100万円以上の者。

ただし、本市に保証人がいない場合は、市外に居住する親、子、兄弟姉妹のいずれかとする。

(4) 貸付限度額、償還期間及び利率

ア 貸付額は、1件につき10万円以上100万円以内とする。

イ 償還期間は2年据置の7年とし、月賦、半年賦、年賦の元利均等償還の方法による。ただし災害復興住宅等資金預託貸付と併用貸付の場合は、2年据置の10年とする。

ウ 利率は、1.1%とする。ただし、0.9%は市が補助する。